

## 東京室蘭会会則【暫定版】

(名称及び連絡先)

第1条 本会は、東京室蘭会と称し、連絡先は別途定める。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、郷土愛を育み、ふるさと室蘭市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と親睦を図る事業。
- (2) ふるさと室蘭市の発展に寄与する事業。
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、室蘭市出身者又は室蘭市内及び周辺に居住したことがある方で、東京及び関東地区並びにその周辺に居住し、本会の目的に賛同する方を持って構成する。

2 室蘭市にゆかりのある方

(役員および常任幹事)

第5条 本会の業務を遂行するため、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

事務局長 1名

監事 2名

2 常任幹事を役員とは別に本会業務遂行サポートのために置く。

3 常任幹事は役員から推薦を受け組織される。

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、事務局長及び監事は、総会において選出する。

(職 務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、常任幹事からなる事務局を組織し、この会の運営・会務の処理にあたる。
- 4 監事は、事業及び事務の執行を監査する。

(任 期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(名誉会長及び顧問)

第9条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は幹事会の推薦により会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、通常総会、臨時総会並びに幹事会とする。

- 2 会議は、会長が召集し、その議長となる。
- 3 通常総会は年1回開催し、臨時総会及び幹事会は必要の都度開催する。

(総 会)

第11条 通常総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算及び事業計画は幹事会の議決の上、報告するものとする。
  - (2) 会則の変更に関する事項。
  - (3) その他本会の運営に必要な事項。
- 2 通常総会及び臨時総会の議事は、出席会員の過半数で決する。

(幹事会)

第12条 幹事会は、役員、事務局、常任幹事が参集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 本会の運営に関する事項。

- (3) 会長から付議された事項。
  - (4) 会員資格の得喪に関する事項。
- 2 監事は、幹事会に出席することができる。

(収 入)

第13条 本会の経費は、総会時の会費、寄付金並びにその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算及び決算)

第15条 本会の予算は、会計年度開始前に幹事会の議決を経て定め、決算は会計年度終了後1月以内に監査を受けなければならない。

(委 任)

第16条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は、幹事会の議決を経て別に定める。

附則：本会則は令和 年 月 日より実施する。